

伊丹市環境審議会傍聴要領

(目 的)

第1条 この要領は、伊丹市環境審議会の運営に関して、伊丹市審議会等の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4条第1項の規定に準拠し、傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 会議を傍聴する者の定員は5人以上とし、会議の都度、会長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決めるものとする。

(傍聴人の決定)

第3条 傍聴の受付は、会長が会議の開催を周知した日から会議の30分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- (2) 騒ぎ立てない。
- (3) 示威的行為をしない。
- (4) 飲食、喫煙をしない。

- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしない。
- 3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 4 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人に対する措置)

第6条 会議の傍聴に関し、傍聴人が、上記傍聴人の遵守すべき事項に従わない場合は、会長はこれを制止することができる。また、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴者への配布資料等)

第7条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。